

加東市地域クラブ活動に関する認定要項

令和 7 年 1 0 月
加東市教育委員会

1. 目的

中学生等が安全安心のもと、継続的にスポーツ・文化芸術活動等に親しむ環境の充実を図るとともに、中学生等の居場所づくりや健全育成、また、生涯スポーツ・生涯学習社会の実現に向け、活動を希望する団体を、加東市地域クラブ活動（以下「地域クラブ」という）に認定し、支援するため定めるものとする。

2. 地域クラブ活動の募集について

以下に掲げる 3 種類のいずれかを目的として活動する地域クラブを募集する。

認定団体K：中学生を中心とした活動を目的とする団体

認定団体T：多世代が活動する中に中学生も一緒になって活動をする団体

認定活動C：様々な体験活動を通して、レクリエーションを目的とした活動

3. 登録団体としての認定要件

地域クラブとしての認定要件は、以下に掲げるとおりとし、満たす要件に応じて「認定団体K」「認定団体T」「認定活動C」の 3 種類のいずれかに認定し、それぞれに応じた支援を実施する。

【認定団体K・認定団体T】

- (1) 学校との連携が図れていることや日常継続的に適切な指導体制が構築されていること。
- (2) クラブ規約等により適切な運営を行っていること。
- (3) 安全安心な活動を継続するための方針や体制を整えていること。
- (4) 適切な活動時間や休養日等を設定していること。
- (5) 原則、加東市内の中学生等を受け入れて定期的に活動すること。

【認定活動C】

- (1) 安全安心な活動をするための計画・指導体制を整えていること。
- (2) 実施要項等により適切な運営を行っていること。
- (3) 子どもたちの体験を中心とした活動であること。
- (4) 原則、加東市内の中学生等を受け入れて活動すること。

4. 認定の申請

地域クラブとしての認定を受けようとする団体（以下「申請者」という）は次に掲げる事項を記載した文書を加東市教育委員会（以下「教育委員会」という）に提出しなければならない。

【認定団体K・認定団体T】

- (1) 加東市地域クラブ活動認定申請書
- (2) 活動内容報告書
- (3) 指導者一覧
- (4) 構成員一覧（後日提出可）
- (5) 団体の規約または、それに相当するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類

【認定活動C】

- (1) 加東市地域クラブ活動認定申請書
- (2) 活動内容報告書
- (3) 企画書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類

5. 認定の決定

教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び必要に応じて面接等を行い、認定の可否について判断し、後日、申請者に結果を通知する。

6. 変更の届出

認定を受けた地域クラブは、申請時の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

7. 認定の取り消し

教育委員会は、認定した地域クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
- (2) 認定の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 活動回数、活動人数が著しく減少したとき。
- (4) 地域クラブとしてふさわしくない行為があったとき。
- (5) その他、教育委員会が地域クラブとして不当と認めたとき。

8. 地域クラブに対する支援

教育委員会は、認定した地域クラブが活動を始めるにあたって必要となる事務や持続可能な活動に向けた支援を行うものとする。

活 動 種 類	活 動 補 助 金	条 件
認定団体K	10万円程度	・活動実績報告書や収支調書の提出 ・会計監査
認定団体T	8万円程度	
認定活動C	2万円程度	

9. 地域クラブの責務

- (1) 「加東市地域クラブ活動運営方針」に沿った活動を行わなければならない。
- (2) 学校や保護者と連携し、中学生等の健全育成に努めなければならない。
- (3) 教育委員会が行う事業に対し、依頼に応じて連携協力を行うものとする。
- (4) 参加者をスポーツ安全保険等、傷害保険に必ず加入させるなど、安全安心な活動に努めなければならない。

10. 活動場所・施設利用料について

原則、学校施設もしくは社会教育施設を利用する。他団体と活動場所・活動時間等が重複する場合、団体同士で調整すること。また、施設使用料については、今後、国から示される参加費をもとに決定する。

11. その他

この要項に定めのない事項については、教育委員会が必要に応じて別に定める。

12. 認定要項の変更

今後、国や県により、部活動の地域展開に関わるガイドライン等が新たに示された場合や部活動の地域展開の状況が大きく変化した場合は、教育委員会が本要項を必要に応じて変更する。

加東市地域クラブ活動 運営方針

1 策定の目的

「加東市地域クラブ活動運営方針」（以下「運営方針」という。）は、地域クラブの運営上の実務的な手引きとなることを目的として策定するものです。

2 参加者

加東市在住の子どもたちを中心とした地域クラブ活動への参加を希望する者を参加対象とし、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育成します。活動への参加は、自由意思によるものであり、強制するものではありません。

3 基本的な考え方

（1）地域クラブ活動が目指す姿について

加東市における地域クラブの活動は、以下の3つを目的とします。

- ①スポーツ・文化芸術活動等に親しむ機会の充実
- ②子どもたちの居場所づくり
- ③健全育成・生涯スポーツ・生涯学習社会の実現

（2）地域クラブ活動団体について

地域クラブ活動団体とは、スポーツ・文化芸術活動及びレクリエーションを目的とした活動を実施する団体を指します。本市において活動する場合、加東市教育委員会事務局に登録申請を行い、認定要件を満たした活動団体を認定・登録をします。登録については、「加東市地域クラブ活動団体募集要項」に基づいて行います。

（3）活動場所について

原則、学校施設もしくは、社会教育施設の利用を中心としますが、種目や目的により、社会体育施設等も活動場所として利用します。当面は、加東市教育委員会事務局が施設利用の調整を行います。

4 運営方針

(1) 活動体制について

- ① 学校生活（学校行事を含む）を優先とした活動
- ② 日常継続的に適切で安全安心な指導体制
- ③ 適切な活動時間や休養日等の設定
- ④ 原則、加東市内の中学生等を受け入れた定期的な活動

(2) 活動時間・頻度について

- ① 週5日以内の活動とする。
- ② 活動時間は最大週11時間程度を目安とする。
- ③ 中学校・義務教育学校における定期考査（中間・期末考査）の実施1週間前並びに学校行事当日及びその前後において、参加者の実情に応じた活動に配慮する。

5 指導体制について

(1) 指導者の人数

地域クラブ活動は、一人の指導者でも活動できるが、複数名であることが望ましい。一人の指導者で活動を行う場合は、各地域クラブの規約や活動方針の中で、会計事務については、別の者が担当するよう定めること。

(2) 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

体罰や暴言、ハラスメントは、参加者の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合においても絶対に許されない行為である。体罰や暴言、ハラスメントは、参加者との信頼関係やたとえ保護者の容認があったとしても、正当化されるものではなく、決して許されないものであるとの認識を活動に関わる全ての指導者が持ち、それらを根絶するための取組を機会あるごとに行う。

指導者は、被害を受けた参加者はもとより、その場に居合わせた参加者の後々の人生まで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解すること。

(3) 保険の加入

地域クラブ活動では、学校部活動で加入していた日本スポーツ振興センター災害共済は給付の対象外となる。(指導者・生徒とも保険料は自己負担となる。)安全安心な活動のため、各活動団体でスポーツ安全保険等の保険に加入すること。

6 参加するための移動方法等

(1) 移動方法について

地域クラブ活動では、場合によっては広範囲からの参加が想定されるため、参加者は、自転車や公共交通機関、借り上げバス、保護者による送迎など、どのような手段を用いて参加するか地域クラブと情報共有するとともに、利用する施設等に定められたルールに従うものとする。

(2) ルールやマナーについて

地域クラブ活動団体の指導者は、参加者が移動する際、公共マナーや交通ルールを遵守するよう安全指導を徹底する。特に、自転車を使用して地域クラブ活動に参加する場合は、必ず保険加入を勧めるとともにヘルメットの着用についても指導すること。また、各学校で定められたルールに従うものとする。

(3) 情報共有について

地域クラブ団体の指導者は、万が一、参加者が移動中に交通事故等のトラブルに巻き込まれた場合は適切な対応をとるとともに、その保護者へ必ず連絡すること。また、参加者に関わる重要な案件については、参加者の所属校にも速やかに報告すること。

7 その他

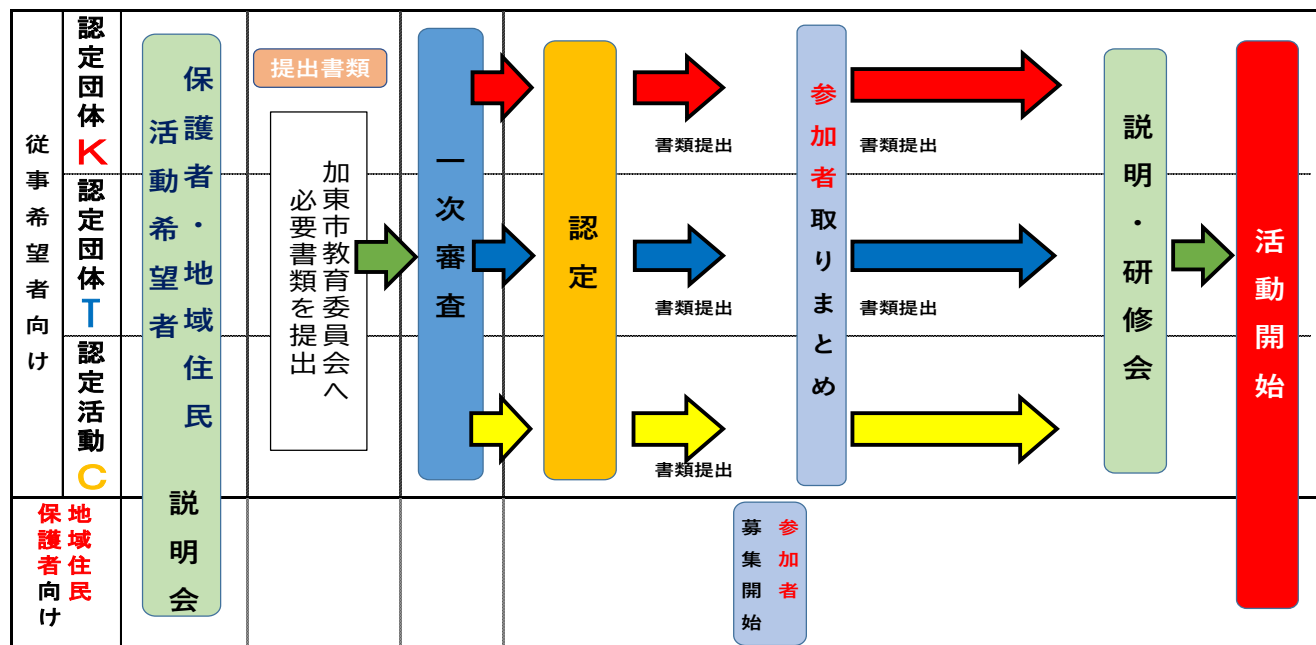
今後、国や県より、地域クラブ活動に関わるガイドライン等が新たに示された場合、または部活動の地域展開に関わる状況が変わった場合は、加東市教育委員会事務局が本方針を必要に応じて適宜、改定するものとする。

8 附則

本方針は、令和7年10月1日より施行する。

地域クラブ活動及び指導者への申請・登録方法

○加東市地域クラブ活動、活動開始までの流れ



○地域クラブの第1次募集

令和7年10月28日(火)

～ 令和7年11月22日(土) まで

社公民館窓口で受付をします。



12月頃、審査をして認定した団体へは、
結果を通知いたします。

加東市地域クラブ活動認定申請書

加東市教育長 様

申請日 年 月 日

記入例

加東市教育長 様

申請日 令和7年11月1日

申請者 加東 伝の助
生年月日 平成18年3月20日
住所 加東市社50
電話番号 0795-27-7181
メール bukatsu-ed@city.kato.jg.jp
団体名 カトウBBC
主な活動場所 市内中学校体育館
種目 バスケットボール

活動開始予定時期

加東市地域クラブ活動の 認定団体K ・ 認定団体T ・ 認定活動C として認定してほしいので、下記資料を添えて申請します。

申請者と団体の代表者が違う場合は、記入してください。同じ場合は、代表者氏名欄に「同上」と記入願います。

代表者	ふりがな	生年月日	昭・平	年	月	日(歳)
	代表者氏名	同上				
	職業	□会社員 □自営業 □公務員 □教員 □その他【 】				
	連絡先	電話 メールアドレス				

○添付資料「認定団体K・T」の場合

- ・加東市地域クラブ活動認定申請書
- ・活動内容報告書
- ・指導者一覧
- ・構成員一覧 (後日提出可)
- ・団体の規約または、それに相当するもの
- ・教育委員会が特に必要と認める書類

○添付資料「認定団体K・T」の場合

- ・加東市地域クラブ活動認定申請書
- ・活動内容報告書
- ・指導者一覧
- ・構成員一覧 (後日提出可)
- ・団体の規約または、それに相当するもの
- ・教育委員会が特に必要と認める書類

○添付資料「認定活動C」の場合

- ・加東市地域クラブ活動認定申請書
- ・活動内容報告書
- ・企画書
- ・教育委員会が特に必要と認める書類

加東市地域クラブ活動認定申請書

加東市教育長 様

申請日 令和7年11月1日

申請者 加東 伝の助
生年月日 平成18年3月20日
住所 加東市社50
電話番号 0795-27-7181
メール bukatsu-ed@city.kato.jg.jp
団体名 カトウBBC
主な活動場所 市内中学校体育館
種目 バスケットボール

活動開始予定時期 令和8年4月

加東市地域クラブ活動の 認定団体K ・ 認定団体T ・ 認定活動C として認定してほしいので、下記資料を添えて申請します。

申請者と団体の代表者が違う場合は、記入してください。同じ場合は、代表者氏名欄に「同上」と記入願います。

代表者	ふりがな	生年月日	昭・平	年	月	日(歳)
	代表者氏名	同上				
	職業	□会社員 □自営業 ☒ 公務員 □教員 □その他【 】				
	連絡先	電話 メールアドレス				

活動内容報告書

活動内容報告書

記入例

種目	活動種類
ふりがな 団体・クラブ名	
活動場所	
指導者数	指導者【 名】
参加者数	中学生【 名】まで可 対象【 男 女 どちらでも 】 ※中学生以外も参加する場合は、追記してください。
会費	入会費【 円】月会費【 円】年会費【 円】参加費【 円】
実費	【 円】 【備考】
個人準備物	
活動内容	頻度 曜日 月 火 水 木 金 土 日 活動場所 ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ 活動時間 ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～
長期休業や 大会参加の予定	
年間予定 ※大会やイベント等	
活動方針	

種目	バスケットボール	活動種類	T
ふりがな 団体・クラブ名	かとうばすけっとぼーくるくらぶ カトウBBC		
活動場所	社会学園体育館、東条学園体育館、滝野中学校体育館		
指導者数	指導者【 3 名】		
参加者数	中学生【 10 名】まで可 対象【 男 女 どちらでも 】 ※中学生以外も参加する場合は、追記してください。 大人【10名】 小学生【10名】		
会費	入会費【 0 円】月会費【 0 円】年会費【 1,000円】参加費【300円】		
実費	【 1,000 円】	【備考】	救急セット、大会参加費、ユニフォーム代等
個人準備物	シューズ、活動着		
活動内容	頻度 毎週土曜日 と 毎月、第1火曜、第2水曜、第3木曜 曜日 月 火 水 木 金 土 日 活動場所 ～ 社会学園体育館 滝野中学校体育館 東条学園体育館 ～ 社会学園体育館 ～ 活動時間 ～ 18:00 ～ 20:00 18:00 ～ 20:00 18:00 ～ 20:00 ～ 9:00 ～ 12:00 ～		
長期休業や 大会参加の予定	長期休業中も同じように活動をします。大会については、参加者の意向を聞いて出場するかどうかを決めます。		
年間予定 ※大会やイベント等	6月：中学校総体 7月：小学生大会 8月：一般（高校生以上）の大会 9月：中学生新人大会 10月：中学生東播大会 12月：親善大会		
活動方針	世代関係なく、バスケットボールを楽しむことを方針としています。 平日：技術向上がメイン 休日(土)：試合形式がメイン コミュニケーションを大切に、バスケットボールを楽しみたい人はお気軽にご参加・お問い合わせください		

指導者一覧

団体名		活動対象		男子	女子	男女
		種目				
		記入日		令和 年 月 日		
No.	(ふりがな) 指導者名	性別	所属（勤務先）	年齢	指導者資格 (登録番号等)	
1						
	住所		住所(勤務先)			
	〒					
2						
	住所		住所(勤務先)			
	〒					
3						
	住所		住所(勤務先)			
	〒					
4						
	住所		住所(勤務先)			
	〒					
5						
	住所		住所(勤務先)			
	〒					
6						
	住所		住所(勤務先)			
	〒					

※指導者が増減した場合は、その都度報告をお願いします。

指導者一覧

団体名		カトウBBC		活動対象		男子	女子	男女
				種目		バスケットボール		
				記入日		令和 7 年 1 1 月 1 日		
No.	(ふりがな) 指導者名	性別	所 属（勤務先）	年 齢	指導者資格 (登録番号等)			
1	かとう でんのすけ	男	加東市役所 学校教育課	20	コーチ 1 00000000			
	加東 伝の助							
	住所							
	〒673-1461 加東市社50							
2	かとう はなこ	女	加東市役所 部活動改革推進室	20	なし			
	加東 花子							
	住所							
	〒673-1461 加東市社50							
3								
	住所							
	〒							
4								
	住所							
	〒							
5								
	住所							
	〒							
6								
	住所							
	〒							

※指導者が増減した場合は、その都度報告をお願いします。

構成員一覧

記入例

構成員一覧

団体名				活動対象	男子	女子	男女共通						
								種目					
								記入日			令和	年	月
No.	(ふりがな) 構成員名	性別	在籍校	学年	協会等登録番号								
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													

団体名		カトウBBC				活動対象		男子		女子		男女					
														種目		バスケットボール	
														記入日		令和 7 年 1 1 月 1 日	
No.	(ふりがな) 構成員名	性別	在籍校	学年	協会等登録番号												
1	えー A	男	社学園中	7	00000001												
2	びー B	女	東条学園	8	00000002												
3	しー C	男	滝野東小	6	00000003												
4	でい D	女	滝野中	9	00000004												
5	いー E	男	社学園小	5	00000005												
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	

企画書

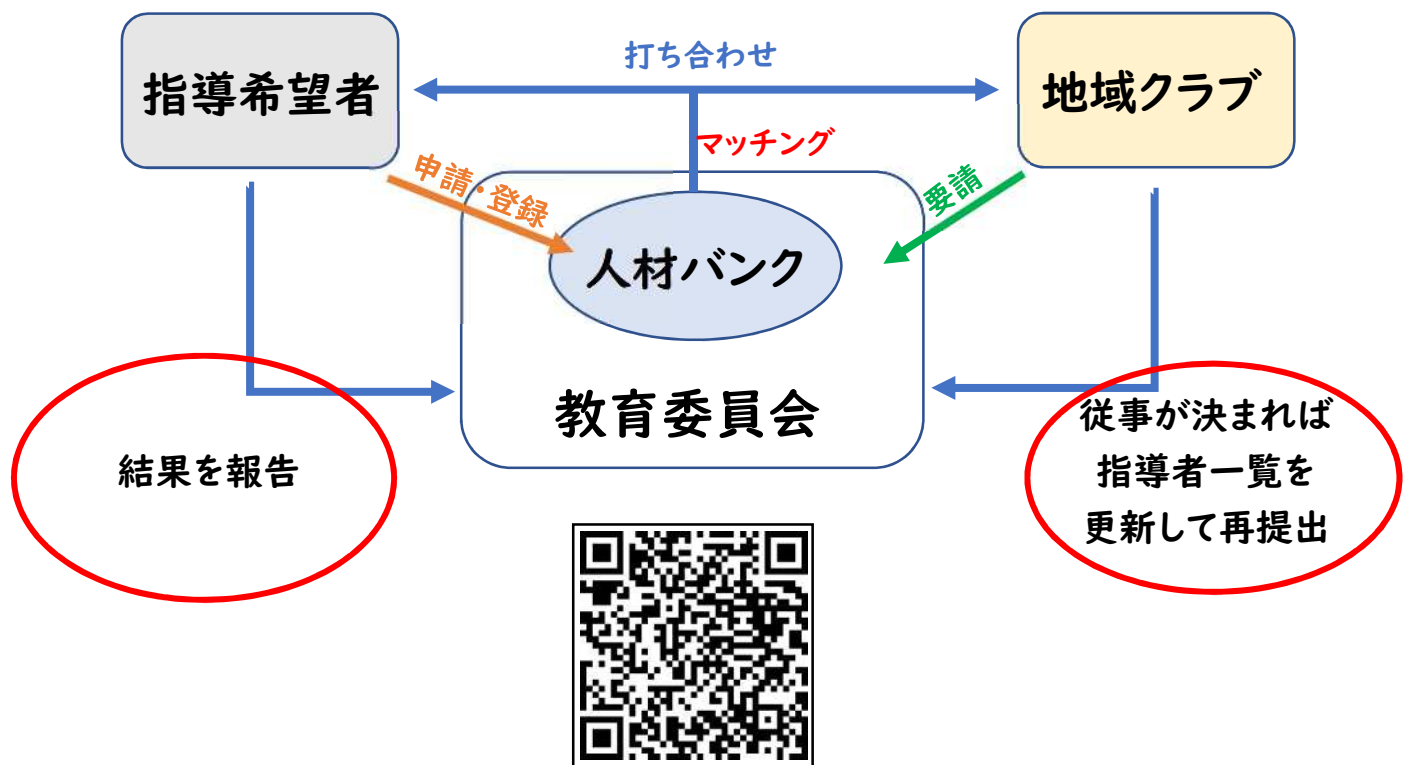
概要	
体験活動名	
目的・経費等	【目的】 【参加者】 【参加料】 【持ち物】
企画概要	

企画書

概要	
体験活動名	虫キング搜索☆大作戦!!
目的・経費等	【目的】 昆虫採集を通して、親子と触れ合い、昆虫に興味を持ってもらう。 【参加者】 親子10組(1家庭4人まで) 【参加料】 1家庭 1,000 円 【準備物】 虫取り網、かご、長そで長ズボンの服装
企画概要	9:00～ 加東市社公民館 集合・受付 9:15～ 説明・移動 説明内容は、~~~~~。 9:30～ ○○の森 到着 ・仕掛けづくり 仕掛けは、~~~~~。 10:30～ 昆虫採集開始 11:30～ 昆虫品評会 昆虫の○○について、~~~~。 12:00～ 解散

指導者登録について

- ①加東市では、人材バンクを整備し、既存の地域クラブで指導者として従事を希望する方の登録を行います。申請フォームまたは、社公民館窓口で登録してください。
- ②各地域クラブから、指導者の増員要請があれば、人材バンクに登録されている方へ連絡をし、地域クラブと指導者のマッチングを教育委員会が行います。
- ③後日、地域クラブと指導者とで打ち合わせをしていただきます。打ち合わせの結果を指導機能者から、教育委員会へご報告ください。



【人材バンク申請フォーム】

加東市地域クラブ活動指導者資格取得補助金交付要綱

令和7年10月1日

加東市告示第107号

(趣旨)

第1条 この告示は、市立学校における部活動の地域展開において、生徒や保護者が安全・安心の下、スポーツ・文化芸術活動等を行う体制を整えるため、地域クラブで指導する者又は指導する予定の者に対して、指導者資格の取得に要する経費について補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定団体 教育委員会が定める「加東市地域クラブ活動に関する認定要項」において定める認定要件を満たし活動する団体をいう。
- (2) 地域クラブ 認定団体で、学校管理外においてその団体の責任の下、生徒等を受け入れてスポーツ・文化芸術活動等をするものをいう。
- (3) 指導者資格 兵庫県中学校体育連盟が定める取得した年度の「兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について」に係る各競技部細則において定められている資格又は「補助金対象指導者資格一覧」において定める資格をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) この告示に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (2) 市立学校における部活動の地域展開において、地域クラブの代表者又は指導者として、この告示に基づく補助金の交付を受けて指導者資格を取得し、又は更新した日から4年以上活動できること。
- (3) 国、市、他の地方公共団体又はスポーツ若しくは文化芸術の振興を図る団体から同じ目的の補助金、助成金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 令和7年4月1日以後に取得する指導者資格について、その取得に当たって必須となる講習会の受講料、資料代及び初回の指導者資格の登録料
- (2) 令和7年3月31日までに取得した指導者資格について、その更新にかかる費用

2 補助金の額は、前項第1号又は第2号のいずれかの補助対象経費の額とする。

(指導者資格の取得等の申出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指導者資格を取得し、又は更新しようとする前に、次に掲げる事項を記載した文書により市長に届け出るものとする。

- (1) 申請者の氏名、住所及び連絡先電話番号
- (2) 指導者資格の名称及び種類
- (3) 指導者資格を取得しようとする場合は、その予定日
- (4) 指導者資格を更新しようとする場合は、その予定日及び当該指導者資格の取得日

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、前条の規定による届出をした指導者資格を取得し、又は更新したときは、次に掲げる事項を記載した文書を市長に提出することにより、補助金の交付を申請するものとする。

- (1) 申請者の氏名、住所及び連絡先電話番号
- (2) 指導者資格の名称及び種類
- (3) 指導者資格を取得し、又は更新した日
- (4) 補助金の交付申請額及びその内訳
- (5) 補助金を受け取る金融機関の口座の情報
- (6) 第3条各号に掲げる全ての要件を満たすことを誓約する旨

2 前項の規定による申請に当たり、申請者は、次に掲げる文書を添付しなければならない。

- (1) 補助対象経費を支払った日及び金額が分かるもの
- (2) 指導者資格を取得し、又は更新したことが分かるもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、次条第1項の審査をするために市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容の審査をし、適当と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査をし、適当でないと認めるときは、補助金の不交付を決定し、その理由を記載した文書により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、交付決定をしたときは、第6条第1項第5号の金融機関の口座に振り込むことで、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、補助対象者について1回限りとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 指導者として不適切と認められる事実が判明したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その内容及び理由を記載した文書により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(令和7年度における指導者資格の取得等の申出の特例)

2 第5条の規定にかかわらず、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に指導者資格を取得し、又は更新する場合は、同条中「指導者資格を取得し、又は更新しようとする前」とあるのは「令和7年12月1日まで」とする。